

高齢化時代、できるだけ不安なく老後を暮りたいですね。その為の一つの社会のしくみとして

「成年後見制度」を紹介します。



Q1

「成年後見制度」ってどんな制度ですか？

A1

認知症, 知的障害, 精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は, 不動産や預貯金などの財産を管理したり, 身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり, 遺産分割の協議をしたりする必要があっても, 自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また, 自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい, 悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し, 支援するのが「成年後見制度」です。

Q2

「成年後見制度」にはどのようなものがあるのですか？

A2

「成年後見制度」には, 大きく分けると, 法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

また, 法定後見制度は, 「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており, 判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっていきます。

法定後見制度においては, 家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が, 本人の利益を考えながら, 本人を代理して契約などの法律行為をしたり, 本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり, 本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって, 本人を保護・支援します。

Q3

成年後見人等には, どのような人が選ばれるのでしょうか？

A3

成年後見人等は, 本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて, 家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも, 法律・福祉の専門家その他の第三者(弁護士、司法書士、税理士、公認会計士など)や, 福祉関係の公益法人その他の法人が

選ばれる場合があります。複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

Q4

成年後見人等の役割は何ですか？

A4

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

Q5

任意後見制度とは、どのような制度ですか？

A5

任意後見制度とは、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

Q6

成年後見制度を利用したいのですが、申立てから開始までどれくらいの期間がかかるのでしょうか？

A6

審理期間については、個々の事案により異なり、一概にはいえません。鑑定手続きや成年後見人等の候補者の適格性の調査、本人の陳述聴取などのために、一定の審理期間を要することになります。多くの場合、申立てから成年後見等の開始までの期間は、4か月以内となっています。

概要一覧

後見類型等		法定後見			任意後見
		補助	保佐	後見	
要件	判断能力	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の方	契約締結能力がある段階で契約、判断能力が不十分な状態で開始
開始の手続	請求権者	本人、配偶者、四親等内の親族、他の類型の支援者・監督者、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長			本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者
	本人の同意	必要	不要	不要	原則として必要
名称	本人	被補助人	被保佐人	成年被後見人	
	支援者	補助人	保佐人	成年後見人	任意後見人
	監督者	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人	任意後見監督人
成年後見人等の同意が必要な行為（同意を得ないと取消が可能な行為）		申立の範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）*1 （日常生活に関する行為を除く） 但し、本人の同意が必要	民法13条1項所定の行為 （日常生活に関する行為を除く）	— （日常生活に関する行為以外の行為はすべて取消が可能）	—
成年後見人等の代理権の範囲		申立の範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」 但し、本人の同意が必要	同左	財産に関する全ての法律行為	契約で付与した範囲

*1 民法13条1項の所定の行為とは、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築等の行為をいう。
法務省：成年後見制度 抜粋